うきは市立吉井小学校いじめ防止基本方針

《吉井小学校いじめ防止基本方針の意義》

1　いじめ防止対策推進法制定の意義や国のいじめ防止等の基本的な方針、さらに、県のいじめ防止基本方針、うきは市いじめ防止基本方針を参考に、法を踏まえた対策が、総合的かつ効果的に推進されるようにするため、「吉井小学校いじめ防止基本方針」を策定することで、いじめの問題への取組の一層の強化を図ります。

《いじめの定義》

2　この基本方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

（心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者等がいることを理解し、適切に対応します。）

《いじめに対する基本認識と全関係者による対応》

3　いじめは絶対に許されない卑怯な行為であるとともに、「いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうるものである」ことを十分に認識し、児童の尊厳を保持するため、学校だけでなく、すべての関係者が連携して、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に当たります。

《いじめの防止》

4　児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全教職員一致協力して取り組みます。そのために、分かる授業づくりや居場所のある学級づくりなどの研修を深めます。そして、いじめについての共通理解、いじめに向かわない態度・能力の育成、いじめが生まれる背景と指導上の注意の理解を図り、自己有用感や自己肯定感を育み、いじめ防止に努めます。また、この吉井小学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置付け、達成目標を設定するとともに、適切に評価し、取組の改善を図ります。

具体的には、学校の実態に応じて以下の取組を実施します。

- 「わかる授業」づくりを進めるとともに，すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
- 研修会を通して、全教職員が、いじめの情報を共有しないことは、法の規定に違反し得ることを理解する。
- 校内いじめ問題対策委員会を定例化（月１回）し，児童の人間関係について交流し，気になることを交流する。（近接学年会の中で実施）
- 月１回児童へのいじめアンケート等と教師のいじめチェックリストを実施する。
- Ａ希望と勇気、努力と強い意志・Ｂ伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度・Ｄ生命の尊さを道徳科の重点にすえ、命の大切さや人間関係づくり等を学ぶ道徳科の学習を実施するとともに指導の充実を図る。
- 学校行事や学級活動(1)の話合い活動を通して学級や学校の一員であるという自

覚を育てる。
・学期に１回，校長や教職員による命の大切さやいじめに関する講話を実施する。
・学校全体、各学級でよさ見つけを行い、よりよい人間関係をつくり、認め合う集団をつくる。
・いじめの防止等のための対策に関する校内研修を夏季休業中に実施する。
・友だち同士のトラブルや事件・事故に巻き込まれないようにするため、スマホ等インターネットに関する知識・技術、情報モラルやコミュニケーション能力を身につけさせる。

《いじめの早期発見》

５　日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、いじめの早期発見に努めます。あわせて、定期的にアンケート調査や教育相談等を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。具体的には、学校の実態に応じて以下の取組を実施します。

・校内いじめ問題対策委員会を定例化（月１回）し，児童の人間関係や気になることを交流する。
・「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した研修を４月に実施する。
・月１回児童へのいじめアンケート等と教師のいじめチェックリストを実施する。
・学期に１回，教育相談活動を実施する。（６月，10 月，２月）
・年度始めに相談ポストのことを子どもに紹介し，毎日点検する。
・5 月に i チェックを実施する。
・保護者いじめチェックリストを年２回実施する。
・スクールカウンセラーが気になる子や保護者を対象に個人面談を行って、いじめ等の問題の早期発見に努める。
・相談・通報等を受けた時には、いじめという認識のもと、その状況や対応の経緯等について適切な措置を図り、より客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会に報告する。

《いじめへの対処》

６　いじめの発見・通報を受けた場合は速やかに組織的に対処します。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、学校相互間の連携を初め、関係機関・専門機関と連携し、対処します。さらに、重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携するとともに、事案の性質に応じて適切な専門家を加えた組織により対処していきます。具体的には、学校の実態に応じて以下の取組を実施します。

・いじめが発生した時には,校内いじめ問題対策委員会を中心に組織的に対応する。
・被害児童の権利利益を擁護するため、区域外就学や別室での対応等をする。
・いじめられた児童が安心して学習及びその他の活動が受けられるように，いじめた児童の別室指導や出席停止制度等の適切な運用を図り，落ち着いて教育が受けられる環境の確保を図る。
・いじめを行った児童への指導の徹底及び再発防止の徹底を図る。
・双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるように解決を図る。

・学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会と連携し、いじめの問題の早期解決に努める。
・被害児童及び加害児童の心のケア(ストレスマネージメント等)に努める。
・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはせず、少なくとも次の２つの要件が満たされていることを適切に見定め、判断する。
　①　いじめに係る行為が止んでいること。(少なくとも３か月を目安とする。)
　②　被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

《学校・家庭・地域と連携した取組》

7　地域全体で児童を見守り育てるために、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築し、情報交換と行動連携に努めます。具体的には、学校の実態に応じて以下の取組を実施します。

・いじめに特化したリーフレットの家庭への配布や相談窓口の紹介カードを配布する。
・全家庭に家庭用リーフレットにおけるネット上のいじめに関する内容を周知する。
・県ＰＴＡ連合会による「いじめ撲滅月間(６月・１１月)」における家庭での「チェックリスト」を実施し，早期発見に努める。
・吉井小学校ＰＴＡで決議した「スマホ等使用に関する家庭教育宣言」を再確認し、ネット上でのいじめ防止に努める。
・スクールカウンセラーによる保護者面談により、家庭の協力を得て、専門機関と連携をとりながら対処する。

《組織の設置》

8　いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、複数の教職員、スクールカウンセラー、青少年健全育成関係者等からなる組織を設置し、定期的な協議を推進します。また、この基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直します。具体的には、学校の実態に応じて以下の取組を実施します。
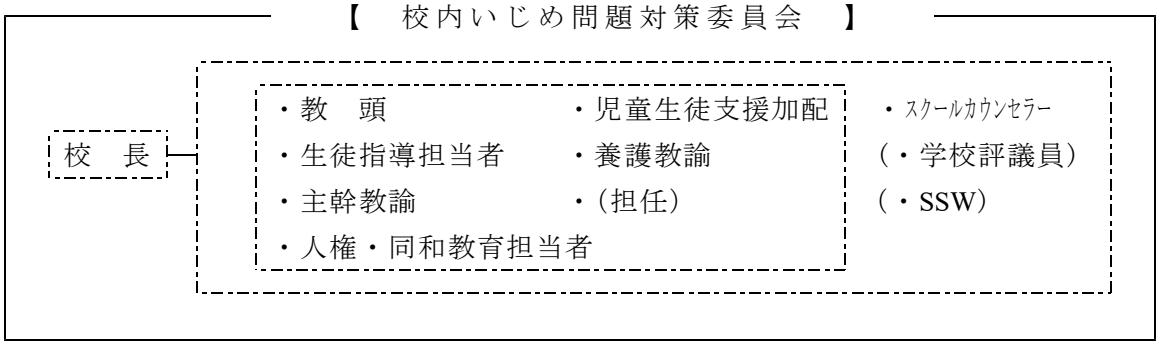
・スクールカウンセラーが入る「校内いじめ問題対策委員会」を学期に１回実施する。
・「校内いじめ問題対策委員会」において、学期ごとの基本方針の実施状況の評価、点検を実施する。